

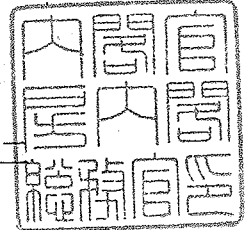


閣 総 会 第 83 号
平成 30 年 3 月 16 日

行政文書開示等決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿

内閣官房内閣総務官 土生 栄一



平成 23 年 10 月 7 日付け（同月 11 日受付）で請求のありました行政文書の開示について、平成 23 年 12 月 12 日付け閣総会第 510 号をもって通知した行政文書開示等決定のうち、開示請求書における「2. 平成 22 年度分の具体的な使途に関する支出関係書類」に係る部分を取り消し、改めて下記のとおり開示することとしたので通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
内閣官房報償費の支出のすべてがわかる文書（内閣情報調査室分を除く）
 1. 平成 23 年 4 月分からの 8 月分の、支出計算書の表紙及び表、支出計算書の証拠書類
 2. 平成 22 年度分の具体的な使途に関する支出関係書類
※下線部に係る部分が取消しの対象
- 2 開示決定
 - (1) 開示する行政文書の名称
内閣官房長官の支出に係る内閣官房報償費の支出がわかる以下の行政文書（平成 22 年度分）
 - ア 政策推進費受払簿
 - イ 出納管理簿
 - ウ 報償費支払明細書
 - (2) 不開示にした部分とその理由
上記 2 (1) イ「出納管理簿」及びウ「報償費支払明細書」のうち、調査情報対策費及び活動関係費の各支払決定に係る記録部分

【理由】

当該部分を公にした場合、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 5 条第 6 号に該当するため、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ等があるものについては同条第 3 号に該当するため。

3 不開示とした文書とその理由

内閣官房長官の支出に係る内閣官房報償費の具体的な使途に関する行政文書のうち、支払決定書及び領収書等（平成 22 年度分）

【理由】

内閣官房報償費は、事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、このような報償費の性格上、支払相手方及び具体的使途を明らかにすることは、事務の円滑かつ効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法第 5 条第 6 号に該当するため。

また、報償費の具体的な使途には、これを明らかにすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるものがあり、法第 5 条第 3 号に該当するため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 * 同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法等により、開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払い いただく開示実施 手数料
A4 判文書 46 枚 (白黒:46 枚 カラー:0 枚)	①閲覧	100 枚までごとに 100 円	100 円	0 円
	②複写機により複 写したものの交付 (すべての文書を 白黒コピー)	文書 1 枚につき 10 円 (モノクロ)	460 円	160 円
	③スキャナにより 電子化し CD-R に複 写したものの交付 (PDF ファイル)	CD-R 1 枚につき 100 円に、文書 1 枚ごとに 10 円を加えた額 (CD- R 1 枚)	560 円	260 円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

ここに計算してある額は、例えば写しの送付や閲覧をそれぞれ実施した場合の金額であり、両方ともに実施する場合には、合算した総合計から300円を引いた金額となります。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択して下さい。

日時：平成30年3月20日（火）から平成30年5月21日（月）までのいずれかの日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

場所：〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

内閣官房情報公開窓口（2階213室）

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日時：平成30年3月20日（火）以降

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」を受理した日から3日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く。）以内に発送します。

郵送料（見込み額）：通常郵便物（定形外）	500g以内	380円
	CD-Rの場合	140円

5 担当課等

内閣官房内閣総務官室（会計担当）

電話：03-5253-2111（内線82332）